

山口県報

令和5年
3月3日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 救急病院の認定(医療政策課)……………
 - 保安林予定森林(岩国市)(森林整備課)……………
 - 下関都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………
- 公告
 - 液化石油ガス販売事業者の認定(防災危機管理課)……………
 - 令和五年度前期実施技能検定試験の実施(労働政策課)……………
 - 令和五年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験の実施(労働政策課)……………
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………
 - 人委公告
 - 令和五年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施……………
 - 令和五年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施……………
 - 公安委規則
 - 山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則……………



山口県告示第七十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年三月三日

山口県知事 村岡 嗣政

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
社会医療法人いち樹会 尾中病院		宇部市寿町一丁目三番二八号			令和八、二、二八

山口県告示第七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和五年三月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市周東町瀬越字宮杉一〇七三九の一、一〇七三九の三から一〇七三九の一六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 施行者の名称

- 二 都市計画事業の種類及び名称
 - 下関都市計画道路事業三・四・十八高尾旭線
 - 下関都市計画道路事業三・四・五十七武久幡生本町線
- 三 事業施行期間
 - 平成二十五年五月十四日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 下関市幡生本町及び幡生新町



(三〇) 液化石油ガス販売事業者の認定
 次の液化石油ガス販売事業者に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の認定をします。

令和五年三月三日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所	認定基準	認定年月日
全農西日本エネ ルギー株式会社	山口市佐山二 〇〇の一	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる基準	令和五年一月二十 五日
服部産業株式会社	萩市大字熊谷町 三〇	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第四十六条第二号に掲げる基準	令和四年一月十九 日

(三一) 令和五年度前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和五年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

令和五年三月三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 技能検定の実施職種及び試験の方法
- (一) 実施職種
 技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。
- 1 一級及び二級の技能検定

職種	試験科目
園芸装飾	室内園芸装飾
造園	造園工事
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造
金属熱処理	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 数値制御フライス盤 平面研削盤 円筒研削盤 ホブ盤 マシンングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	製缶 構造物鉄工
建築板金	内外装板金 ダクト板金
工場板金	曲げ板金 打出し板金
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
切削工具研削	工作機械用切削工具研削
ダイカスト	コールドチャンネルダイカスト
電子機器組立て	電子機器組立て

フラワー装飾	フラワー装飾
--------	--------

3 単一等級の技能検定	
職 種	試 験 科 目
路 面 標 示 施 工	溶融ペイントハンドマーカ―工事
産 業 洗 浄	高压洗浄

(二) 試験の方法
 (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
 二 試験の期日
 (一) 実技試験
 令和五年六月六日(火曜日)から同年九月十日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日
 (二) 学科試験
 1 一級及び二級の技能検定

職 種	実施期日
造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防 水施工 サッシ施工 塗装	令和五年八月二十日 (日曜日)
機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 婦 人子供服製造 家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製作 内装仕 上げ施工	令和五年八月二十七日 (日曜日)
園芸装飾 鋳造 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電 気機器組立て 鉄道車両製造・整備 石材施工 酒造 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	令和五年九月三日 (日曜日)

2 三級の技能検定	
職 種	実施期日
園芸装飾 造園 機械加工 工場板金 仕上げ 機械検査 電子機 器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	令和五年七月九日 (日曜日)
金属熱処理	令和五年八月二十日 (日曜日)

3 単一等級の技能検定	
職 種	実施期日
産業洗浄	令和五年八月二十日 (日曜日)
路面標示施工	令和五年九月三日 (日曜日)

三 試験の場所
 山口県職業能力開発協会が指定する場所
 四 受検資格
 (一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条の二に規定する者であること。
 (二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
 (三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
 (四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。
 五 受検申請書の受付期間
 令和五年四月三日(月曜日)から同月十四日(金曜日)まで(郵送の場合は、四月十四日までの消印のあるものは、有効とする。)
 六 受検申請書の提出先
 山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階(郵便番号七五三―〇〇五―一)
 山口県職業能力開発協会
 七 提出書類
 (一) 受検申請書
 (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面
 八 受検手数料
 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
 (一) 学科試験にあつては、三千百円
 (二) 実技試験にあつては、次の1の表から8の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 一級の技能検定

職	種	手 数 料
婦人子供服製造		一万五千百円
園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 金属プレス加工 電子機器組立て 電気機器組立て 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建具製作 印刷 プラ		二万八千二百円

2 二級の技能検定（受検者が令和五年四月一日現在において二十五歳未満の雇用保険被保険者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者（実技試験受験申請日において雇用保険被保険者である者。）であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。以下同じ。）である場合）

職	種	手 数 料
婦人子供服製造		六千百円
園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 金属プレス加工 電子機器組立て 電気機器組立て 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建具製作 印刷 プラ		九千二百円

3 二級の技能検定（受検者が令和五年四月一日現在において二十五歳未満の雇用保険被保険者以外の者である場合）

職	種	手 数 料
婦人子供服製造		一万五千百円
園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 金属プレス加工 電子機器組立て 電気機器組立て 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建具製作 印刷 プラ		二万八千二百円

4 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和五年四月一日現在において二十歳未満の雇用保険被保険者である場合）

職	種	手 数 料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾		二千九百円

5 三級の技能検定（受検者が在校生である場合）

職	種	手 数 料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾		六千百円

6 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和五年四月一日現在において二十歳未満の雇用保険被保険者である場合）

職	種	手 数 料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾		九千二百円

7 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和五年四月一日現在において二十歳未満の雇用保険被保険者以外の者である場合）

職	種	手 数 料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾		一万五千百円

8 単一等級の技能検定

職	種	手 数 料
路面標示施工 産業洗浄		一万八千二百円

九 問題の公表
 実技試験の問題は、令和五年五月三十日（火曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等
 (一) 合格者の発表は、三級の技能検定（金属熱処理に係るものを除く。）にあつては令和五年八月二十五日（金曜日）、その他の技能検定にあつては同年九月二十九日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県商工労働部労働政策課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。

(二) 受検者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県商工労働部労働政策課において、受検票を提示してその旨を申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(三二) 令和五年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和五年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験を次のとおり実施します。

令和五年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 随時実施二級の技能検定

随時実施二級の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

職種	試験科目
----	------

機械加工工	マシンングセンター
プラスチック成形	射出成形
とび	とび
鉄筋施工工	鉄筋組立て
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
防水施工工	シーリング防水工事

2 随時実施三級の技能検定
 随時実施三級の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

職種	試験科目
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造
機械加工工	普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 マシンングセンター
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
建築板金	内外装板金 ダクト板金
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ

配管	タイル張り	左官	とび	かわらぶき	建築大工	水産練り製品製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造	強化プラスチック成形	プラスチック成形	紙器・段ボール箱製造	家具製作	婦人子供服製造	冷凍空気調和機器施工	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	機械検査
建築配管 プラント配管	タイル張り	左官	とび	かわらぶき	大工工事	かまぼこ製品製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造	手積み積層成形	射出成形 インフレーション成形 ブロー成形	印刷箱打抜き 段ボール箱製造	家具手加工	婦人子供既製服縫製	冷凍空気調和機器施工	配電盤・制御盤組立て	電子機器組立て	コールドチャンバダイカスト	機械検査

型枠施工	鉄筋組立て	コンクリート圧送施工	防 水 施 工	内 装 仕 上 げ 施 工	熱 絶 縁 施 工	サ ッ シ 施 工	塗 装	工 業 包 装
型枠工事	鉄筋組立て	コンクリート圧送工事	シーリング防水工事	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	保温保冷工事	ビル用サッシ施工	建築塗装 金属塗装 噴霧塗装	工業包装

3 基礎級の技能検定

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

職	種	手数料	八 受検手数料 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。 (一) 学科試験にあつては、三千百円 (二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額 1 随時実施二級の技能検定
			七 提出書類 (一) 随時実施二級の技能検定 受検申請書及び随時実施三級技能検定の合格証書又は実技試験合格通知書の写し (二) 随時実施三級の技能検定 受検申請書及び基礎級技能検定の合格証書の写し (三) 基礎級の技能検定 受検申請書
職	種	手数料	六 受検申請書の提出先 山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階(郵便番号七五三〇〇五二) 山口県職業能力開発協会 五 受検申請書の受付 随時受け付ける。 四 随時実施三級の技能検定 受検しようとする職種に係る基礎級技能検定に合格した者であること。 (三) 基礎級の技能検定 法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十四条の五に規定する者であること。
職	種	手数料	三 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生である場合) 機械加工 プラスチック成形 とび 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施 工 二万八千二百円

職	種	手数料	九 問題の通知 実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知する。
			十 合格者の発表等 (一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。 (二) 受検者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県商工労働
職	種	手数料	八 機械検査 婦人子供服製造 五千円
職	種	手数料	七 機械検査 婦人子供服製造 一万五千円
職	種	手数料	六 機械検査 婦人子供服製造 一万五千円
職	種	手数料	五 機械検査 婦人子供服製造 六千円
職	種	手数料	四 基礎級の技能検定 機械検査 婦人子供服製造 一万五千円
職	種	手数料	三 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生でない場合) 機械検査 婦人子供服製造 一万五千円
職	種	手数料	二 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生でない場合) 機械検査 婦人子供服製造 一万五千円
職	種	手数料	一 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生でない場合) 機械検査 婦人子供服製造 一万五千円

働部労働政策課において、受検票を提示してその旨を申し出ること。

十一 その他

(一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施二級技能検定試験」、「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎級技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市生野屋二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市北斗町六番一〇号

株式会社朋友商事



公 告

令和五年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第一回）の実施

令和五年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第一回）を次のとおり実施します。

令和五年三月三日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

区分	採用予定人員
一般	三六八名程度
サイバー犯罪捜査	三人程度（令和五年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第一回）のサイバー犯罪捜査の区分の採用予定人員を合計した人員とする。）

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 平成二年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）の卒業者又は令和六年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

(1) 教養試験

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

(2) 資格等審査

武道、情報処理、語学又は財務の分野に関し、一定以上の資格等を有するかどうかについて、当該資格等を有することを証する資料により審査を行います。

2 日時

令和五年五月十四日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 専門試験(サイバー犯罪捜査に限る。)

専門的知識及び技術について、択一式による筆記試験及び口述試験を行います。

(4) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(5) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験並びに専門試験(筆記試験に限る。)

日時 令和五年六月十日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査並びに専門試験(口述試験に限る。)

令和五年六月十二日(月曜日)から同年七月六日(木曜日)までの間で山口

県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

資格等審査 一〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

専門試験 六〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が十点以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、専門試験の得点が二十四点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下

回る場合は、不合格となります。

(三) 第一志望をサイバー犯罪捜査の区分とし第二志望を一般の区分とした受験者がサイバー犯罪捜査の区分に係る第一次試験又は第二次試験において不合格となった場合、一般の区分の受験者として試験を受験したものととして、その可否を決定しま

す。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和五年五月二十四日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事

事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和五年七月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、山口県人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和六年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和五年三月三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一號(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和五年三月二十日(月曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。受験申込みには、区分を第二志望まで入力できます。ただし、サイバー犯罪捜査の区分を第二志望とすることはできません。

(二) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和五年三月三日(金曜日)午前九時から同年四月三日(月曜日)午後五時まで
その他
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

令和五年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施

令和五年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

令和五年三月三日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

区 分	採 用 予 定 人 員
一般	一三人程度
サイバー犯罪捜査	三人程度(令和五年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)のサイバー犯罪捜査の区分の採用予定人員を合計した人員とする。)

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 平成二年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十

六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は令和六年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

(1) 教養試験

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

(2) 資格等審査

武道、情報処理、語学又は財務の分野に関し、一定以上の資格等を有するかどうかについて、当該資格等を有することを証する資料により審査を行います。

2 日時

令和五年五月十四日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

- 下関市 下関市立大学
- 山口市 山口県立大学
- 周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 専門試験(サイバー犯罪捜査に限る。)

専門的知識及び技術について、択一式による筆記試験及び口述試験を行います。

(4) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

(5) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験並びに専門試験(筆記試験に限る。)

日時 令和五年六月十日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査並びに専門試験(口述試験に限る。)

令和五年六月十二日(月曜日)から同年七月六日(木曜日)までの間で山口

県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点
資格等審査 一〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点
口述試験等 一四〇点
専門試験 六〇点
体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が十点以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、専門試験の得点が二十四点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

(三) 第一志望をサイバー犯罪捜査の区分とし第二志望を一般の区分とした受験者がサイバー犯罪捜査の区分に係る第一次試験又は第二次試験において不合格となった場合、一般の区分の受験者として試験を受験したものととして、その可否を決定します。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和五年五月二十四日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和五年七月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、山口県人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和六年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和五年三月三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和五年三月二十日(月曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三三四四七四)に問い合わせてください。

受験申込みには、区分を第二志望まで入力できます。ただし、サイバー犯罪捜査の区分を第二志望とすることはできません。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和五年三月三日(金曜日)午前九時から同年四月三日(月曜日)午後五時まで

